

ネーミングライツ募集対象施設概要

(問い合わせ・申込先：赤穂市保健センター 電話：0791-46-8701)

施設名	赤穂すこやかセンター								
所在地	赤穂市南野中 321 番地								
施設の概要	1 開 館 2016 年(平成 28 年) 4 月 2 敷地面積 3,690.02 m² 3 延床面積 2,279.35 m² (1 階 1,209.60 m²・2 階 1,069.75 m²) 4 構 造 鉄骨造 2 階建 5 本施設で実施する事業等 <table> <tr> <th></th><th>業務内容</th></tr> <tr> <td>保健センター</td><td>地域保健法第 18 条の規定に基づき設置。 健康教育、健康相談、保健指導、健康診査等、地域保健に関する事業を行う。</td></tr> <tr> <td>乳幼児一時預かり事業・ 乳児等通園支援事業</td><td> 【乳幼児一時預かり事業】 家庭で保育を受けることが一時的に困難となる乳幼児を預かる。 【乳児等通園支援事業】 保護者の就労要件を問わず、保育所等に通っていない乳幼児を預かる。 </td></tr> <tr> <td>児童発達支援事業あしたば園</td><td>心身の発達について支援が必要な小学校就学前の児童に対する日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練等を行う。(児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援)</td></tr> </table>		業務内容	保健センター	地域保健法第 18 条の規定に基づき設置。 健康教育、健康相談、保健指導、健康診査等、地域保健に関する事業を行う。	乳幼児一時預かり事業・ 乳児等通園支援事業	【乳幼児一時預かり事業】 家庭で保育を受けることが一時的に困難となる乳幼児を預かる。 【乳児等通園支援事業】 保護者の就労要件を問わず、保育所等に通っていない乳幼児を預かる。	児童発達支援事業あしたば園	心身の発達について支援が必要な小学校就学前の児童に対する日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練等を行う。(児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援)
	業務内容								
保健センター	地域保健法第 18 条の規定に基づき設置。 健康教育、健康相談、保健指導、健康診査等、地域保健に関する事業を行う。								
乳幼児一時預かり事業・ 乳児等通園支援事業	【乳幼児一時預かり事業】 家庭で保育を受けることが一時的に困難となる乳幼児を預かる。 【乳児等通園支援事業】 保護者の就労要件を問わず、保育所等に通っていない乳幼児を預かる。								
児童発達支援事業あしたば園	心身の発達について支援が必要な小学校就学前の児童に対する日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練等を行う。(児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援)								
看板等の設置個所	別途協議								
最低価格	20 万円								

【位置図】



【施設写真】

【外観】



【1階】



【1階】乳幼児一時預かり事業 乳児等通園支援事業



【2階】児童発達支援事業あしたば園

